

石岡市告示第 254 号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

茨城県石岡市長職務代理者
石岡市副市長 根本博文

1 入札に付する事項	
件名	石岡消防署愛郷橋出張所新築工事
工事場所	石岡市 三村字坂井戸6920番3, 6921番1 地内
工事概要	建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 外構工事 一式 造成工事 一式
工期	本契約日の翌日から令和3年2月28日まで
予定価格	金247,980,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定しない。
低入札価格調査制度	調査基準価格を設定する。（ランダム係数方式により調査基準価格を算出）本工事の低入札価格調査基本価格は「建築工事」として算出する。（石岡市ホームページ内「石岡市低入札価格調査制度実施要領」第3条及び第4条参照）
	失格基準価格を設定する。（ランダム係数方式により調査基準価格を算出）本工事の失格基本価格は「建築工事」として算出する。（石岡市ホームページ内「石岡市低入札価格調査制度実施要領」第3条及び第5条参照）

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	ア 平成31・32年度の石岡市における建築一式工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 令和元年度でアの認定を受けているものは、令和2年3月31日現在で石岡市に提出又は有効な経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値が700点以上であること。

	<p>ウ 令和2年度にアの認定を受けているものは、認定時(「石岡市入札参加資格審査申請(建設工事)」の追加受付時)に提出をした経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値が700点以上であること。</p> <p>エ 特定建設業の許可を有するもの。</p>
(2) 所在地要件	石岡市内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。
(3) 経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」について、公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
(4) 手持ち工事の数	石岡市の発注する手持ちの工事件数(随意契約を除く。)が3件以内であること。
(5) 同時落札制限	なし
(6) 手持ち工事の制限	なし
(7) 技術者の配置	建設業法に基づき技術者等を適正に配置できること。
(8) 共通事項	一般競争入札公告共通編(建設工事)による。(1参照)

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和2年5月19日(火)午後5時まで
(2) 閲覧方法	石岡市ホームページよりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付日時	公告日から令和2年4月21日(火)午後5時まで
(2) 質疑提出先及び方法	<p>質疑をする際、石岡市ホームページから様式をダウンロードし、下記のファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。</p> <p>消防本部 総務課 ファクシミリ番号 0299-22-5895 電話番号 0299-23-0119</p>
(3) 回答日時及び方法	令和2年4月24日(金)までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページにおいて公表する。
(4) 共通事項	一般競争入札公告共通編(建設工事)による。(3参照)

5 入札方法等	
(1) 入札方法	<p>郵便入札</p> <p>日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている<u>一般書留</u>又は<u>簡易</u></p>

	書留のいずれか
(2) 入札書等の受付期間	令和2年5月11日(月)から 令和2年5月18日(月)正午まで
(3) 入札時の添付書類	ア 入札書(郵便入札用) イ 積算内訳書
(4) 入札書送付先	郵便番号315-8640 石岡市役所 総務部 契約検査課 あて 日本郵便株式会社石岡郵便局留 (ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しください。) ※封筒には、工事件名、入札日、会社名の記載があること。
(5) 共通事項	一般競争入札公告共通編(建設工事)による。(4参照)

6 入札(開札)	
(1) 入札(開札)日時	令和2年5月20日(水)午前10時00分
(2) 入札(開札)場所	石岡市役所 本庁舎 1階 101会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札(開札)の立会い	開札の際の立会いを希望する場合は、当該入札案件の入札参加者とし、令和2年5月19日(火)午後3時までに「入札(開札)立会い希望申請書」を総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。 ファクシミリ番号 0299-24-0324 なお、会場準備の都合により、立会は原則1社1名とする。 入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立会うこととする。
(4) 入札の執行	調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格を下回ったため保留」と宣言し、地方自治法施行令の規定により落札者は後日決定する旨を告げ、入札を終了することとする。
(5) 入札結果の公表	入札終了後(事後審査前)及び落札決定後(事後審査後又は低入札価格調査後)に、石岡市ホームページに入札結果を掲載する。
(6) その他	失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格とする。

7 落札候補者の決定	
(1) 落札候補者	<p>開札後、落札決定を保留した上で、予定価格と失格基準価格の範囲内で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位落札候補者」という。）を決定する。</p>

8 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期限	<p>落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）</p>
(2) 提出書類及び方法	<p>ア 一般競争入札参加申請書</p> <p>イ 建設業の許可証明書の写し</p> <p>ウ 最新の経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>エ 配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用を確認する書類</p> <p>オ 配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認する書類</p> <p>カ 専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し</p> <p>上記の書類を、総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。</p> <p>ファクシミリ番号 0299-24-0324</p>

9 低入札価格調査の実施	
(1) 入札価格調査の実施	<p>調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、事後審査を経た後、落札者の決定を保留して調査を実施することとする。</p>
(2) 提出期限	<p>低入札価格に係る調査について（様式第1号）の通知があった日から3日以内とする。</p>
(3) 提出書類及び方法	<p>ア 低入札価格調査票（様式第2号）</p> <p>イ 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）</p> <p>ウ 手持工事の状況（様式第4号）</p> <p>エ 契約対象工事場所と入札者の事業所及び倉庫との位置関係（様式第5号）</p> <p>オ 手持資材の状況（様式第6号）</p> <p>カ 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第7号）</p>

	<p>キ 手持機械数の状況（様式第8号）</p> <p>ク 労務者の具体的供給見通し（様式第9号）</p> <p>ケ 過去に施工した公共工事等の実績（様式第10号）</p> <p>コ 建設副産物の搬出予定の状況（様式第11号）</p> <p>サ 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第12号）</p> <p>シ 経営状況及び信用状況等を確認できる書類</p> <p>ス その他市長が必要と認める書類</p> <p>上記の書類を、総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。</p> <p>ファクシミリ番号 0299-24-0324</p>
(4) その他	<p>ア 低入札価格調査について、事情聴取その他必要な調査に協力すること。</p> <p>イ 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなし失格とする。</p> <p>ウ 低入札価格調査について、履行期間、時間的な制約等特別な事由がある場合は、調査基準価格を下回る全員に対して実施する場合がある。</p> <p>エ 事後審査と低入札価格調査は、同時期に実施する場合がある。</p>
(5) 共通事項	石岡市低入札価格調査制度実施要領による。（第10条参照）

10 落札者の決定	
(1) 落札者の決定方法	一般競争入札公告共通編（建設工事）（11参照）又は石岡市低入札価格調査制度実施要領（第12条参照）による。

11 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	要する。（契約金額の1/10以上の額とする。）ただし、利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 前金払及び中間前金払	
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前金払を請求できる。	

中間前金払の認定を受け、保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前金払を請求できる。

13 特約事項

当該競争入札に付する工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）第2条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、市議会の議決を以って本契約となるものである。

なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。

14 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (4) 契約締結後、コリンズの登録をすること。
- (5) この入札に参加したものは、当該工事の下請けはできないものとする。